

西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業

【実施要領】

【申請期間】

令和8年10月19日(月)から令和8年12月25日(金)まで

※申請状況に応じて、申請期間を変更する場合があります。

【申請様式】

西脇市または西脇商工会議所のホームページからダウンロードしてください。

西脇市ホームページ



西脇商工会議所ホームページ



【申請書類の提出先・問合せ先】

西脇商工会議所

(西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業事務局)

〒677-0015 西脇市西脇 990番地

☎ 0795-22-3901 / 〆 0795-22-8739

✉ info@hesocci.or.jp

目 次

1	実施目的	3 頁
2	実施主体及び事務局	3 頁
3	支援区分	3 頁
4	用語の定義	3 頁
5	対象となる事業者	4 頁
6	対象とならない事業者	5 頁
7	西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金	5 頁
8	西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支援金	6 頁
9	手続の流れ	8 頁
10	アンケートの実施	8 頁
11	注意事項	8 頁
	各種様式	9 ～ 16 頁
	（任意様式）光熱費・燃料費 積算表	17 頁
	（任意様式）貼付台紙	19 頁
	（参考）日本標準産業分類（中分類番号）表	21 頁

1 実施目的

中東情勢の不安定化等に伴う原油価格、エネルギー価格、石油由来原材料価格及び物流コスト等の上昇により影響を受ける市内の中小事業者等に対し、光熱費・燃料費の使用状況に応じた補助金又は年間売上額に応じた事業継続支援金を交付することにより、事業者の負担軽減及び事業継続を支援し、市内経済の下支えを図ることを目的とする。

2 実施主体及び事務局

本事業は、西脇市からの委託を受けて西脇商工会議所が実施し、西脇商工会議所内に「西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業事務局」（以下「事務局」という。）を置く。

3 支援区分

本事業における支援は、次の2区分とする。申請者は、いずれか一つを選択して申請するものとし、同一事業者が両制度を重複して申請し、交付又は支給を受けることはできない。

- (1) 西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金
- (2) 西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支援金

4 用語の定義

本事業において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者等

次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する業種を主たる事業として営むもの
- イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
- ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
- エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人

オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人

カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

キ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(2) 光熱費

電気代及びガス代をいう。

(3) 燃料費

ガソリン代、軽油代、重油代、灯油代及び混合油代、木炭代等をいい、他者への販売を目的として購入したものを除く。

5 対象となる事業者（支援対象者）

次の要件を全て満たす中小事業者等を対象とする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者（法人・個人事業者）又は中小企業団体であること。主たる事業所が市外にある場合であっても、市内に実態のある事業所を有して事業活動を行っている場合は対象とする。
- (2) 申請日時点で1年以上、市内で継続して事業活動を行っており、今後も市内で事業を継続する意思を有すること。
- (3) 直近の年間売上額が120万円以上であること。（法人は申請日時点の直近決算期、個人事業者は令和7年分の確定申告等、農業所得者は令和7年分の所得税青色申告決算書（農業所得用）又は収支内訳書（農業所得用）に記載された「販売金額」により判定する。）
- (4) 市税に滞納がないこと。個人事業者で市外在住の場合は、居住地における市税に滞納がないこと。
- (5) 申請内容及び添付書類の確認、必要に応じた追加資料の提出並びに市その他の関係機関への照会・閲覧に同意すること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていないこと。
- (7) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でなく、申請者が営む事業に暴力団等が関与していないこと。

6 対象とならない事業者

項目5の要件を満たしても、次のいずれかに該当する中小事業者等は対象外とする。

- (1) 主たる収入を事業所得で確定申告している者で、不動産所得、給与所得及び雑所得の合計額が事業所得の額を上回るもの
- (2) 同一の事業内容で、市から他に補助金等を受けている者
- (3) 宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する活動を目的とした事業を行う者
- (4) 西脇市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年西脇市条例第18号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けている者
- (5) その他、本事業の目的に照らして適当でないと認められる者

7 西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金

(1) 対象期間

令和8年3月から同年9月までの間の任意の連続する3か月。
なお、暦月による3か月のほか、事業者が通常用いる請求期間等の月度による連続する3か月も認めるものとする。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、令和8年3月から同年9月（月度を含む。）までに、補助対象者が事業を行う上で市内の事業所において使用した光熱費及び燃料費のうち任意の連続する3か月の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、当該合計額が10万円に満たない場合は、補助の対象としない。

(3) 補助金の額等

ア 補助金の額は、補助対象経費の10分の2以内とし、30万円を上限とする。

イ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(4) 交付回数

一の補助対象者につき1回限り。

(5) 申請方法

補助金の交付を受けようとする者は、次の書類を申請時に事務局へ提出する。

共通	☐ 様式第1号「西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書」 ☐ 様式第2号「誓約書兼申請内容の調査に関する同意書」 ☐ 補助対象経費の支出を証明できる請求書、領収書、利用明細、通帳明細等の写し
法人の場合	☐ 直近の法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し ☐ 市内に事業所を有することを証明できる書類 ☐ 市税の納税証明書 ☐ 定款又は申請日前6か月以内に取得した履歴事項全部証明書
個人事業者の場合	☐ 直近の確定申告書第一表及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し ☐ 市内事業所を確認できる書類（開業届、営業許可書、住民税申告書の控え等） ☐ 納税証明書（市外在住者は居住地の納税証明書、市県民税非課税者は非課税証明書等） ☐ 本人確認書類の写し

(6) 請求方法

「交付（支給）決定通知書」（様式第4号）により補助金の交付決定を受けた者は、当該決定通知に基づき「請求書」（様式第6号）を事務局へ提出する。

共通	☐ 様式第6号「西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金請求書」 ☐ 申請者名義の振込口座が確認できる書類
----	---

8 西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支援金

(1) 支援金の額

支援金の支給額については、下表のとおり直近の年間売上高に応じて支援金を支給する。

年間売上高	支援金の額
1,000万円以上	5万円
800万円以上 1,000万円未満	4万円
600万円以上 800万円未満	3万円
120万円以上 600万円未満	2万円

(2) 支給回数

一の補助対象者につき1回限り。

(3) 申請方法

支援金の支給を受けようとする者は、次の書類を申請時に一括して事務局へ提出する。

【必要書類】

共通	☐ 様式第3号「西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支援金支給申請書兼請求書」 ☐ 申請者名義の振込口座が確認できる書類
法人の場合	☐ 直近の法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し ☐ 市内に事業所を有することを証明できる書類 ☐ 市税の納税証明書 ☐ 定款又は申請日前6か月以内に取得した履歴事項全部証明書
個人事業者の場合	☐ 直近の確定申告書第一表及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し ☐ 市内事業所を確認できる書類（開業届、営業許可書、住民税申告書の控え等） ☐ 納税証明書（市外在住者は居住地の納税証明書、市県民税非課税者は非課税証明書等） ☐ 本人確認書類の写し

9 手続の流れ

(1) 申請手続

申請者は、2つの支援「西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金」又は「西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支援金」から、いずれか一つを選択し、必要書類を添付の上、事務局（西脇商工会議所）で申請手続を行う。（申請期限：令和8年12月25日（金））



(2) 支給決定（申請から3週間～1か月程度）

事務局は、申請内容を審査後、補助金（支援金）の額を確定し、申請者に交付（支給）決定通知書（様式第4号）にて通知する。

なお、審査の結果、要件を満たしていると認められず、補助金（支援金）を交付（支給）しない旨の決定をしたときは、不交付（不支給）決定通知書（様式第5号）にて申請者に通知する。



(3) 支援金の支払

事務局は、支給決定通知書の送付から1～2週間程度で指定の口座へ補助金（支援金）を振り込む。

10 アンケートの実施

本事業の効果等を把握するためのアンケート調査を実施する。本事業に係る補助金又は支援金の申請者は、受給後2週間以内に「西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業に関するアンケート調査」の調査事項に内容を記載し、事務局あてに提出又は送付する。

（提供情報は、統計処理を行い、個人・個社を特定できない形で公表する。）

11 注意事項

- (1) 補助金又は支援金の不正受給が行われた場合には、補助金又は支援金の交付（支給）決定の取消・返還命令等を実施する。
- (2) 申請事業者は、本実施要領及びウェブサイト等の案内に記載のない細部については、事務局からの指示に従うものとする。

様式第 1 号

西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金交付申請
書兼実績報告書

令和 年 月 日

西脇市長 様

〒

所在地

名称

代表者名

担当者名

電話番号

メールアドレス

西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金の交付を受けたいの
で、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

1 事業者区分【☐法人・☐個人事業者・☐その他（ ）】

市内の主な事業所	(名 称)		
	(所在地) 西脇市		
※直近の年間売上額	円		
日本産業分類番号	(中分類):		
業 種 名			
常時使用する従業員数	人	資本金等	円
市内での開業年月日	年 月 日		

※法人は直近の決算期、個人事業者は令和7年分、農業所得者は所得
税青色申告決算書（農業所得用）又は収支内訳書（農業所得用）
に記載された「販売金額」の数値を記載してください。

市や商工会議所から補助金等の支援策に関する案内や、調査・アンケート等を実施する
ことを検討しています。案内を希望しない方は、下記に☑を記入ください。

☐支援策に関するお知らせや調査・アンケートの送信を希望しません。

【裏面も記載してください】

2 添付書類（全て確認、添付のうえ、☑を記入ください。）

共通	☐ 様式第2号「誓約書兼申請内容の調査に関する同意書」 ☐ 申請者名義の振込口座が確認できる書類 ☐ 補助対象経費の支出を証明できる書類（請求書及び領収証等）の写し
法人の場合	☐ 直近の確定申告書（法人税確定申告書「別表一」及び「法人概況説明書」）の写し ☐ 市内に事業所を有することを証明できる書類 ☐ 市税の納税証明書 ☐ 定款又は履歴事項全部証明書（申請の直近半年以内に取得したもの）
個人事業者の場合	☐ 直近の確定申告書（第一表）及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し ☐ 市内に事業所を有することを証明できる書類（開業届、営業許可書、住民税申告書の控え等） ☐ 納税証明書（市外在住者は居住地の納税証明書。非課税者は非課税証明書等） ☐ 申請者本人を確認する書類（マイナンバーカード、運転免許証の写し等）

3 補助対象経費算出表

(1) 補助対象経費

令和8年3月から9月までの任意の連続する3か月	①光熱費の合計 (電気代・ガス代)	②燃料費の合計 (ガソリン代・軽油代・重油代・灯油代・混合油代・木炭代等)	③合計額 (①+②) <u>※10万円未満は対象外</u>
令和8年 __月～__月	円	円	円

対象となる経費は、電気料金、ガス料金、燃料費（ガソリン、軽油、重油、灯油、混合油、木炭等。市内事業所の事業用分に限ります。販売目的分、私用分、消費税及び地方消費税相当額は対象外です。

※③の合計額が、税抜き10万円未満の場合は補助対象外です。

(2) 補助金交付申請額

【③×20%】又は【30万円】のいずれか低い額	円
-------------------------	---



交付申請額（ <u>※千円未満切り捨て</u> ）	円
---------------------------	---

※事務局処理欄（申請者は記入しないでください）

処理日	交付 ・ 不交付	決定額	決裁		
年 月 日		円			

誓約書兼申請内容の調査に関する同意書

令和 年 月 日

西脇市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

⑩

- 1 西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金の申請に当たり、次のことを誓約します。
 - (1) 本申請を行う時点で、申請書に記載した常時雇用する従業員数その他の申請内容に誤りがないこと。
 - (2) 直近の年間売上額が 120万円以上であること。
 - (3) 個人事業者の場合、事業収入（営業等・農業）が主たる収入であること。
 - (4) 申請日時点において、市内に事業所を有し、1年間以上継続して市内で事業活動を行っており、今後も市内で事業を継続する予定であること。
 - (5) 本事業の実施要領に定める対象とならない者に該当しないこと。
 - (6) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）ではなく、営む事業に暴力団等が関与していないこと。
 - (7) 申請内容が事実と相違する場合、交付決定がされず、又は既になされた交付決定が取り消されても異議がないこと。また、交付後に要件を満たさないことが判明した場合は、交付された補助金を返還すること。
 - (8) 本補助金と西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支援金を重複して申請又は受給しないこと。
- 2 上記(1)～(8)の確認のため、次のことを承諾します。

申告状況等を市又は事務局が関係機関に調査、照会又は閲覧し、その結果を本補助金の審査等に利用すること。

様式第3号

西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支援金支給申請書兼請求書

令和 年 月 日

西脇市長 様

〒

所在地

名称

代表者名

⑩

担当者名

電話番号

メールアドレス

西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支援金の支給を受けたいので、誓約事項等に同意の上で、関係書類を添えて申請します。

なお、支給決定された場合は、本申請書を請求書として取り扱い、下記の口座にお振り込みください。

記

支給申請額・請求額 金 円

1 事業者区分【☐法人・☐個人事業者・☐その他（ ）】

市内の主な事業所の名称・所在地	(名称)		
	(所在地) 西脇市		
日本産業分類番号	(中分類) :		
業種名			
常時使用する従業員数	人	資本金等	円
市内での開業年月日	年	月	日

2 直近の年間売上額等

※直近の年間売上額 金額記載の上、売上区分に☑すること (法人の場合：直近の決算期分 個人事業者の場合：令和7年分)	円
	☐ 120万円以上 600万円未満 ☐ 600万円以上 800万円未満 ☐ 800万円以上 1,000万円未満 ☐ 1,000万円以上
決算月（法人のみ記載）	月

※農業所得者の場合は、所得税青色申告決算書（農業所得用）又は収支内訳書（農業所得用）に記載された「販売金額」を記載

【裏面も記載してください】

3 添付書類（全て確認、添付のうえ、☑を記入ください。）

法人の場合	☐ 直近の法人税確定申告書「別表一」及び「法人事業概況説明書」の写し ☐ 市内に事業所を有することを証明できる書類 ☐ 市税の納税証明書 ☐ 定款又は履歴事項全部証明書（申請の直近半年以内に取得したもの） ☐ 申請者名義の振込口座が確認できる書類
個人事業者の場合	☐ 直近の確定申告書確定第一表及び青色申告決算書又は収支内訳書 ☐ 市内に事業所を有することを証明できる書類 ☐ 納税証明書（市外在住者は居住地の納税証明書、非課税者は非課税証明書等） ☐ 本人確認書類の写し ☐ 申請者名義の振込口座が確認できる書類

4 支援金の振込先 ※申請者名義に限る。

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協 本店・支店・出張所		
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		
	漢字等		

誓約兼申請内容の調査に関する同意

- 1 西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支援金の申請に当たり、次のことを誓約します。
- (1) 本申請を行う時点で、申請書に記載した常時雇用する従業員数その他の申請内容に誤りがないこと。
 - (2) 直近の年間売上げ額が120万円以上であること。
 - (3) 個人事業者の場合、事業収入（営業等・農業）が主たる収入であること。
 - (4) 申請日時において、市内に事業所を有し、1年以上継続して市内で事業活動を行っていること。
 - (5) 本事業の実施要領に定める対象とならない者に該当しないこと。
 - (6) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではなく、営む事業に暴力団等が関与していないこと。
 - (7) 申請内容が事実と相違する場合、支給決定がされず、又は既になされた支給決定が取り消され、支給された支援金を返すこと、また、支給後に支給要件を満たさないことが判明した場合、支給された支援金を返すこと。
 - (8) 本支援金と西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金を重複して申請又は受給しないこと。
- 2 上記(1)～(8)の確認のため、次のことを承諾します。その結果を西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支援金の支給決定の審査等に利用すること。

市や商工会議所から補助金等の支援策に関する案内や、調査・アンケート等を実施することを検討しています。案内を希望しない方は、下記に☑を記入ください。

☐支援策に関するお知らせや調査・アンケートの送信を希望しません。

※事務局処理欄（申請者は記入しないでください）

処理日	支給 ・ 不支給	決定額	決裁		
年 月 日		☐ 2万円 ☐ 4万円 ☐ 3万円 ☐ 5万円			

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称

様

西脇市中小事業者等
原油価格等高騰対策事業事務局

西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業
交付（支給）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった西脇市中小事業者等原油価格
高騰対策補助金（西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支
援金）について、次のとおり交付（支給）を決定したので通知します。

1 交付（支給）額 円

2 振込予定日 令和 年 月 日

【問合せ先】

西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業事務局
〒677-0015 西脇市西脇 990番地
西脇経済センタービル4階（西脇商工会議所内）
担当：
TEL：0795-22-3901 FAX：0795-22-8739
Mail：info@hesocci.or.jp

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者名

様

西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業
不交付（不支給）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金（西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業継続支援金）については、次の理由により不交付（不支給）と決定したので通知します。

令和 年 月 日

西脇市中小事業者等
原油価格等高騰対策事業事務局

不支給の理由

【問合せ先】

西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策事業事務局
〒677-0015 西脇市西脇 990番地
西脇経済センタービル 4 階（西脇商工会議所内）
担当：
TEL：0795-22-3901 FAX：0795-22-8739
Mail：info@hesocci.or.jp

令和 年 月 日

西脇市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

⑨

西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金
請求書

西脇市中小事業者等原油価格等高騰対策補助金について、下記の金額を請求しますので、記載口座にお振り込みください。

記

請求額 金 _____ 円

振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協			本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号		
口座名義	フリガナ			
	漢字等			

※申請者名義に限る。

(任意様式) 光熱費・燃料費 積算表

【任意様式】

光熱費・燃料費 積算表

申請者名

令和8年 月 ～ 月

※令和8年3月～9月のうち任意の連続する3か月

●光熱費（電気代・ガス代）

領収書 番号	使用月	購入先（事業所名）	種類	料金(税抜)	事業用 割合 ※	金額（自動計算）
1	令和8年 月					円
2	令和8年 月					円
3	令和8年 月					円
4	令和8年 月					円
5	令和8年 月					円
6	令和8年 月					円
7	令和8年 月					円
8	令和8年 月					円
9	令和8年 月					円
10	令和8年 月					円

※決算書・収支内訳書の減価償却費の事業専用割合等を記入ください。

計①

円

●燃料費（ガソリン代、軽油代、重油代、灯油代、混合油代、木炭代等）

領収書 番号	使用月	購入先（事業所名）	種類	料金（税抜）	事業用 割合 ※	金額（自動計算）
51	令和8年 月					円
52	令和8年 月					円
53	令和8年 月					円
54	令和8年 月					円
55	令和8年 月					円
56	令和8年 月					円
57	令和8年 月					円
58	令和8年 月					円
59	令和8年 月					円
60	令和8年 月					円

※決算書・収支内訳書の減価償却費の事業専用割合等を記入ください。

計②

円

※行が不足する場合は、適宜追加ください。

合計③（①+②）

円

③×20%=

円

(任意様式) 光熱費・燃料費 積算表【記入例】

光熱費・燃料費 積算表						
申請者名 株式会社●●●●						
令和8年	4	月	～	6	月	※令和8年3月～9月のうち任意の連続する3か月

●光熱費（電気代・ガス代）

領収書 番号	使用月	購入先（事業所名）	種類	料金（税抜）	事業用 割合 ※	金額（自動計算）
1	令和8年 4 月	●●電力▲▲支店	電気代	150,000円	100%	150,000円
2	令和8年 4 月	□□ガス△△支店	ガス代	80,000円	100%	80,000円
3	令和8年 5 月	●●電力▲▲支店	電気代	120,000円	100%	120,000円
4	令和8年 5 月	□□ガス△△支店	ガス代	70,000円	100%	70,000円
5	令和8年 6 月	●●電力▲▲支店	電気代	130,000円	100%	130,000円
6	令和8年 6 月	□□ガス△△支店	ガス代	80,000円	100%	80,000円
7	令和8年 月					円
8	令和8年 月					円
9	令和8年 月					円
10	令和8年 月					円

※決算書・収支内訳書の減価償却費の事業専用割合等を記入ください。

計①

630,000円

●燃料費（ガソリン代、軽油代、重油代、灯油代、混合油代）

領収書 番号	使用月	購入先（事業所名）	種類	料金（税抜）	事業用 割合 ※	金額（自動計算）
51	令和8年 4 月	●●商店	ガソリン	60,000円	100%	60,000円
52	令和8年 4 月	□□事業所	軽油	12,000円	100%	12,000円
53	令和8年 5 月	●●商店	ガソリン	50,000円	100%	50,000円
54	令和8年 5 月	△△商会	灯油	8,000円	100%	8,000円
55	令和8年 6 月	□□事業所	軽油	15,000円	100%	15,000円
56	令和8年 6 月	●●商店	ガソリン	60,000円	100%	60,000円
57	令和8年 月	△△商会	灯油	12,000円	100%	12,000円
58	令和8年 月					円
59	令和8年 月					円
60	令和8年 月					円

※決算書・収支内訳書の減価償却費の事業専用割合等を記入ください。

計②

217,000円

※行が不足する場合は、適宜追加ください。

合計③が10万円以下の場合は補助対象外 ↓

合計③（①＋②） 847,000円

③×20％＝ 169,400円

(任意様式) 貼付台紙

【貼付台紙】※必要に応じてご使用ください。

申請者：

令和 8 年 月

(任意様式) 貼付台紙 使用例

【提出書類の例】

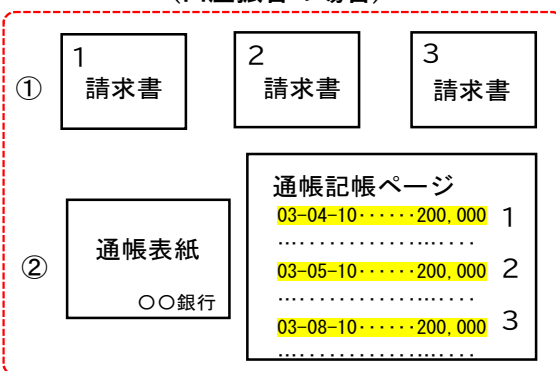
補助対象経費の支出を証明する書類の例

下記①及び②の書類を貼付台紙に貼付してください。

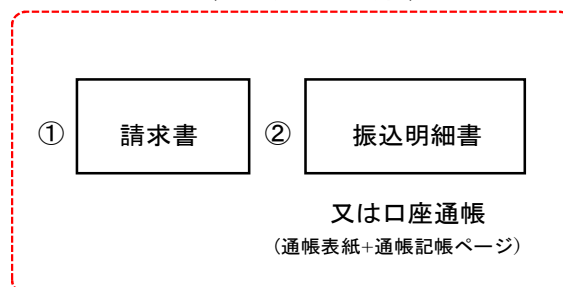
- ① 補助対象経費の内容（使用月、購入月、支払金額等）が記載された書類の写し
（請求書、領収書、レシート、クレジットカード売上票など）
- ② 上記と支払金額等が整合する次の書類の写し（申請者名、支払先の記載があるもの）
- ・口座振替の場合：口座通帳（表紙・記帳箇所）
 - ・口座振込の場合：振込明細書又は口座通帳（表紙・記帳箇所）
 - ・カード払の場合：カード会社発行の利用明細書及び口座通帳（表紙・記帳箇所）
 - ・現金払の場合：領収書

【添付書類の例】

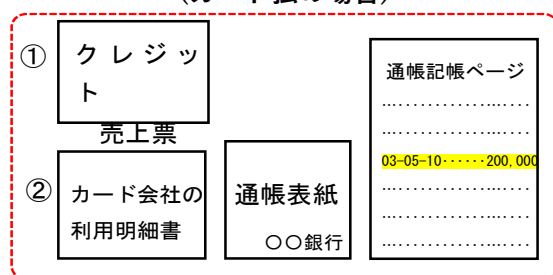
(口座振替の場合)



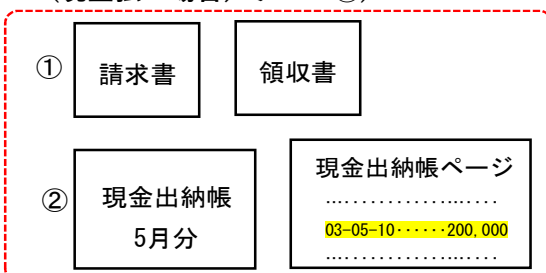
(口座振込の場合)



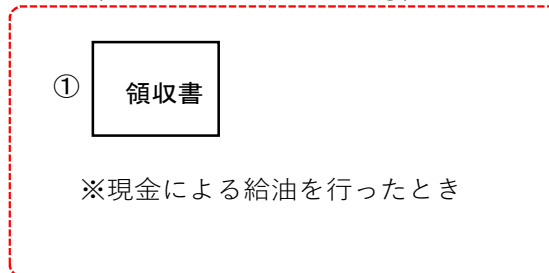
(カード払の場合)



(現金払の場合／ケース①)



(現金払の場合／ケース②)



※領収書には印紙税法に基づき、必要な印紙の貼付が必要。

日本標準産業分類（中分類番号）表

分類	名 称
A 農業、林業	
01	農業
02	林業
B 漁業	
03	漁業（水産養殖業を除く）
04	水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	
05	鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	
06	総合工事業
07	職別工事業（設備工事業を除く）
08	設備工事業
E 製造業	
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチックの製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
G 情報通信業	
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）

分類	名 称
I 卸売業、小売業	
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
601	家具・建具・畳小売業
602	じゅう器小売業
603	医薬品・化粧品小売業
604	農耕用品小売業
605	燃料小売業
606	書籍・文房具小売業
607	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
608	写真機・時計・眼鏡小売業
609	他に分類されない小売業
61	無店舗小売業
J 金融業、保険業	
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業、商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業（保険媒体代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業（他に分類されないもの）
73	広告業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	
75	宿泊業
76	飲食業
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
O 教育、学習支援業	
81	学校教育
82	その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス業	
86	郵便局
87	協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業（別掲を除く）
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業
93	政治・経済・文化財団
94	宗教
95	その他のサービス業
96	外国公務